

特別養護老人ホーム龍生園 利用料金表 【ユニット型個室】:入居初月

令和4年10月1日現在

当園にお支払いいただく料金は、入居者毎の介護度・経済状況・加算該当の有無等によって変わります。
下記の表をご覧ください。

利用料金＝

①(介護サービス料・居住費・食費)＋②・③・④・⑤・⑥(各種加算)

①. 介護サービスに係る料金、居住費、食費(31日)

単位:円/ひと月あたり		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	居住費	25,420	25,420	25,420	25,420	25,420
	食費	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
	合計	54,932	57,040	59,303	61,442	63,519
第二段階	介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	居住費	25,420	25,420	25,420	25,420	25,420
	食費	12,090	12,090	12,090	12,090	12,090
	合計	57,722	59,830	62,093	64,232	66,309
第三段階①	介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	居住費	40,610	40,610	40,610	40,610	40,610
	食費	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150
	合計	80,972	83,080	85,343	87,482	89,559
第三段階②	介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	居住費	40,610	40,610	40,610	40,610	40,610
	食費	42,160	42,160	42,160	42,160	42,160
	合計	102,982	105,090	107,353	109,492	111,569
第四段階	介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	居住費	62,186	62,186	62,186	62,186	62,186
	食費	44,795	44,795	44,795	44,795	44,795
	合計	127,193	129,301	131,564	133,703	135,780

※段階については、4ページをご覧ください

①の合計 円

②. 入居者の方全体に係る加算

日常生活継続支援加算	1,426 円(ひと月あたり)
新規入居者の総数のうち、要介護4もしくは要介護5の方が占める割合が70%以上であり、介護福祉士を常勤換算で、入居者6名毎に1名以上配置している場合に加算されます。	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	372 円(ひと月あたり)
入居者毎に個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づいた機能訓練を行っていることに加算されます。	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 円(ひと月あたり)
入居者毎に個別機能訓練計画を作成し、その内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練実施に必要な情報を活用することに加算されます。	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円(ひと月あたり)
入居者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出することに加算されます。	
看護体制加算(Ⅰ)	124 円(ひと月あたり)
常勤の看護師を1名以上配置していることに加算されます。	
看護体制加算(Ⅱ)口	248 円(ひと月あたり)
基準(常勤換算で入居者25名毎に看護職員を1名以上を配置)を、1名以上上回って看護職員を配置し、夜間帯を含む24時間の連絡体制を確保していることに加算されます。	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	558 円(ひと月あたり)
夜間の時間帯(17時から翌朝9時)の間で、介護が特に必要とされる時間に、介護職員・看護職員を基準(常勤換算で入居者25名毎に1名以上を配置)を、1名以上上回って配置されていることに加算されます。	

②の合計 円

③. 入居者の状態・状況に応じて算定される加算

● 入居者の状態によって算定される加算

口腔衛生管理加算(I)	90円(ひと月あたり)
口腔衛生管理体制加算を算定しており、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行っている方に加算されます。	
経口維持加算Ⅰ	400円(ひと月あたり)
経口維持加算Ⅱ	100円(ひと月あたり)
摂食・嚥下障害が認められる方に対し、経口摂取を維持するために、医師又は歯科医師の指示に基づき栄養管理を行う必要性が生じた場合、多職種協働で経口摂取維持計画を作成し取り組みを実施した方に経口維持加算Ⅰが加算されます。また経口摂取維持計画作成に歯科衛生士が参加した場合には、経口維持加算Ⅱも加算されます。	
自立支援促進加算	300円(ひと月あたり)
医師が、自立支援のために特に必要な医学的評価を入居時に行い、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援の係る支援計画を策定し、支援計画を実施することに加算されます。	

● その時の状況に応じて算定される加算・費用

初期加算	30円(一日あたり)	
入居日から30日間、また、一ヶ月を超える入院後の再入居の際も30日間加算されます。		
安全対策体制加算	20円(入居時)	
外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施していることに、入居時に限り加算されます。		
外泊時・入院時費用	246円(一日あたり)	
外泊や入院され、当施設に在所していない日であっても、外泊(入院)の翌日から6日間(月をまたぎ連続した場合は、最長12日間)は、一日につき、246円を自己負担していただきます。 また、外泊(入院)時にベッドを確保している場合、居住費のみ、自己負担していただきます(日割り計算)。ただし、当園併設のショートステイご利用の方にベッドを提供しても良い方で、実際にショートステイの方がベッドを利用した場合は、居住費の請求はいたしません。		
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円(ひと月あたり)	
入居者の褥瘡発生予防するため、褥瘡発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに加算されます。		
配置医師緊急時対応加算	早朝6:00~8:00	650円(1回あたり)
	夜間18:00~22:00	
	深夜22:00~6:00	1,300円(1回あたり)
配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入居者の診療を行った場合に加算されます。		
看取り加算Ⅱ…[死亡日前31日以上45日以下]	1日につき72円	
看取り加算Ⅱ…[死亡日前4日以上30日以下]	1日につき144円	
看取り加算Ⅱ…[死亡日の前日および前々日]	1日につき780円	
看取り加算Ⅱ…[死亡日]	1日につき1,580円	
医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断し、入居者もしくは家族の同意を得て介護計画を作成し、医師・看護職員・介護職員等が共同して、入居者の状態またはご家族の求め等に随時説明を行い、同意を得ながら、看取り介護を行った際に、下記の日数に応じて、加算されます。		

③の合計 円

④. 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス利用料金の合計額【①(居住費・食費を除く)+②+③】の8.3%を自己負担
月のサービス利用料金の合計金額【①(居住費・食費を除く)+②+③】に8.3%加算し、そのうちの負担割合証の額を自己負担していただきます。厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施している施設に加算されます。	

⑤. 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	サービス利用料金の合計額【①(居住費・食費を除く)+②+③】の2.7%を自己負担
月のサービス利用料金の合計金額【①(居住費・食費を除く)+②+③】に2.7%加算し、そのうちの負担割合証の額を自己負担していただきます。厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施している施設に加算されます。	

⑥. 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等ベースアップ等支援加算	サービス利用料金の合計額【①(居住費・食費を除く)+②+③】の1.6%を自己負担
月のサービス利用料金の合計金額【①(居住費・食費を除く)+②+③】に1.6%加算し、そのうちの負担割合証の額を自己負担していただきます。厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施している施設に加算されます。	

例) 入居初月の利用料金(1カ月を31日で計算、単位:円、算定加算については下記参照)

単位:円/ひと月あたり		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	1:介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	2:居住費	25,420	25,420	25,420	25,420	25,420
	3:食費	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
	4:②の加算※1	2,788	2,788	2,788	2,788	2,788
	5:③の加算※2	920	920	920	920	920
	6:④の加算※3	1,985	2,160	2,348	2,526	2,698
	7:⑤の加算※4	646	703	764	822	878
	8:⑥の加算※5	383	416	453	487	520
	9:1~8の合計	61,654	64,027	66,576	68,985	71,323
第二段階	1:介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	2:居住費	25,420	25,420	25,420	25,420	25,420
	3:食費	12,090	12,090	12,090	12,090	12,090
	4:②の加算※1	2,788	2,788	2,788	2,788	2,788
	5:③の加算※2	920	920	920	920	920
	6:④の加算※3	1,985	2,160	2,348	2,526	2,698
	7:⑤の加算※4	646	703	764	822	878
	8:⑥の加算※5	383	416	453	487	520
	9:1~8の合計	64,444	66,817	69,366	71,775	74,113
第三段階①	1:介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	2:居住費	40,610	40,610	40,610	40,610	40,610
	3:食費	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150
	4:②の加算※1	2,788	2,788	2,788	2,788	2,788
	5:③の加算※2	920	920	920	920	920
	6:④の加算※3	1,985	2,160	2,348	2,526	2,698
	7:⑤の加算※4	646	703	764	822	878
	8:⑥の加算※5	383	416	453	487	520
	9:1~8の合計	87,694	90,067	92,616	95,025	97,363
第三段階②	1:介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	2:居住費	40,610	40,610	40,610	40,610	40,610
	3:食費	42,160	42,160	42,160	42,160	42,160
	4:②の加算※1	2,788	2,788	2,788	2,788	2,788
	5:③の加算※2	920	920	920	920	920
	6:④の加算※3	1,985	2,160	2,348	2,526	2,698
	7:⑤の加算※4	646	703	764	822	878
	8:⑥の加算※5	383	416	453	487	520
	9:1~8の合計	109,704	112,077	114,626	117,035	119,373
第四段階	1:介護サービス料	20,212	22,320	24,583	26,722	28,799
	2:居住費	62,186	62,186	62,186	62,186	62,186
	3:食費	44,795	44,795	44,795	44,795	44,795
	4:②の加算※1	2,788	2,788	2,788	2,788	2,788
	5:③の加算※2	920	920	920	920	920
	6:④の加算※3	1,985	2,160	2,348	2,526	2,698
	7:⑤の加算※4	646	703	764	822	878
	8:⑥の加算※5	383	416	453	487	520
	9:1~8の合計	133,915	136,288	138,837	141,246	143,584

※1→日常生活継続支援加算、個別機能訓練加算(I)(II)、科学的介護推進体制加算、看護体制加算(I)、看護体制加算(II)ロ、夜勤職員配置加算(II)ロ

※2→褥瘡マネジメント加算(II) ※3→介護職員処遇改善加算I ※4→介護職員等特定処遇改善加算I

※5→介護職員等ベースアップ等支援加算

⑦. 介護保険負担限度額認定

下記の第一段階～第三段階②の要件を満たす方の食費、居住費については、利用者負担が軽減されます。

■ 第一段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	
■ 第二段階	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額、遺族年金・障害年金収入額の合計額が80万円以下の方	
■ 第三段階①	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額、遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方	
■ 第三段階②	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額、遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額120万円以上の方	
■ 第四段階	市町村民税本人課税者	第二段階の収入要件を満たすが預貯金額 単身650万円以上、夫婦1, 650万円以上のいずれかの要件を満たす方
		第三段階①の収入要件を満たすが預貯金額 単身550万円以上、夫婦1, 550万円以上のいずれかの要件を満たす方
		第三段階②の収入要件を満たすが預貯金額 単身500万円以上、夫婦1, 500万円以上のいずれかの要件を満たす方

※別世帯の配偶者や内縁関係の方も含まれます。

負担限度額は以下の通りです。

	食費	居住費	
■ 第一段階	300円	820円	
■ 第二段階	390円	820円	
■ 第三段階①	650円	1, 310円	
■ 第三段階②	1, 360円	1, 310円	
■ 第四段階	1, 445円	2, 006円	※ユニット型個室

⑧. 高額介護サービス費の区分要件及び自己負担上限額

介護保険制度では、利用者負担段階に応じて自己負担額(食費・居住費を除く)に上限が設定しており、その上限を超えた場合には、超えた分の金額が高額介護サービス費として、後から入居者へ還付されます。

区分	負担の上限額(月額)
生活保護を受給している方等	15, 000円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24, 600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44, 400円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1, 160万円)未満	93, 000円(世帯)
課税所得690万円(年収約1, 160万円)以上	140, 100円(世帯)